令和6年度 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会福祉系高校修学資金募集要項 静岡県社会福祉協議会では、静岡県内における介護福祉士の養成・確保を図るため、福祉系高校修学 資金の貸付を行います。修学資金の貸付は無利子です。また、福祉系高校卒業後一定期間、県内施設・ 事業所で要綱に定める介護等の業務に従事した場合、修学資金の返還が免除となります。

【修学資金の概要】

対 象 者	静岡県内に所在する福祉系高校に在学する人で、	
及び	次の条件を全て満たすことが申請の条件となります。	
申請条件	① 在学する福祉系高校の学校長が推薦する人	
	② 卒業(介護福祉士資格取得)後、県内の介護施設等へ就業しようとする人	
	修学準備金 3万円(入学年次のみ該当)	
/} / I #∓	介護実習費 3万円(年額)	
貸付額	国家試験受験対策費用 4万円(年額)	
	就職準備金 20 万円(卒業年次のみ該当※卒業後、就職する場合に限る)	
利 子	無利子(ただし、修学資金返還が遅延した時には延滞利子がつきます。)	
貸付期間	原則として正規の修学期間(貸付の決定は年度毎に行います。)	
支 払	貸付決定次第、分割またはまとめて交付します。	
	福祉系高校を卒業後、1年以内に静岡県内で介護職員等の業務※に従事し、引き続いて	
\ <u></u>	一定期間従事した場合、返還を免除します。 (※対象業務は裏面参照)	
返還免除	・ 従事期間3年以上・・・全額免除	
	CTMB VIXL 工販ルM	
	│ │卒業後、静岡県内で介護職員等の業務に就職しなかった場合や従事期間が 3 年未満の場	
返 還		
	合などは、修学資金を返還することとなります。 ②	
	① 返還期間は貸付を受けた期間に相当する期間。ただし、返還債務の猶予期間があれば	
	その期間を加えることができます。	
	② 返還方法は、月賦又は半年賦の均等払(繰上償還可)	
	③ 但し、従事期間が3年未満であっても、貸付年数以上の従事期間であれば返還額が	
	一部免除される場合もあります。	
	① 修学資金貸付申請書	
提出書類	② 福祉系高校の学校長の推薦書	
	③ 住民票(令和6年3月1日以降に発行のもの、世帯全員の記載の有るもの、本籍地及び	
	マイナンバーの記載の無いもの)	
	④ 世帯全員の所得を証明する書類(以下のいずれか)	
	· 源泉徴収票	
	・ 確定申告書(控)の写し(税務署の受付印のあるもの)又は「所得証明書」か「申	
	告内容確認票」の写し	
	〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番 70 号	
提出先	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 生活支援部 生活支援課 電話:054-254-5244	
	※福祉系高校にて申請書類を取りまとめの上御提出ください。	
∽ ∤∏		
	提出締切の令和6年5月31日(金)必着	
締 切	<貸付金交付時期;8月中予定>	



返還免除対象となる業務(「介護職員等の業務」)一覧

対象となる施設・事業	対象となる業務
指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、指定夜間対応型訪問介護、指	訪問介護員等の業務
定定期巡回・随時対応型訪問介護、第一号訪問事業	
指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護	介護職員の業務
指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介	介護従事者の業務
護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同	
生活介護	
指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、指	介護職員の業務
定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定認知症対	
応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護、指定通所リハビ	
リテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第一号通所事	
業、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護、指定介	
護老人福祉施設、指定地域密着型老人福祉施設、指定特定施設入所者	
生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、指定介護予防特定施	
設生活介護、介護老人保健施設	
指定介護療養型医療施設、介護医療院	介護職員の業務

返還免除対象となる業務は、「静岡県社会福祉協議会福祉系高校修学資金等貸付要綱」による。